

# 平成 29 年度 P T A 事業計画

本校 P T A 規約の目的を達成するため、次の方針を定め、活動します。

- (1) 学校行事への参加・協力を通じて、子どもたちの学校生活の様子を知るとともに、諸活動を通じて会員相互の親睦と交流を深める。
- (2) 子どもたちの学校生活をよりよく充実させるため、学習活動や部活動及びその他の活動が十分できる教育環境の整備に協力する。
- (3) 保護者と教職員が協力し、学校・家庭・地域社会の教育改善に努め、子どもたちの心身の健全育成を促進する。
- (4) 単位制普通科・専門学科設置校の P T A として、広い視野に立ち P T A 活動の充実を図るとともに、地域に信頼され、開かれた学校づくりに協力する。

《本年度の事業内容》 ※具体的な事業内容は右表を参照

## 1 諸行事の開催 及び 学校行事への参加・協力

- (1) 朝のあいさつ運動の実施、各専門委員会が企画・開催する諸行事へ参加・協力など、P T A 活動の充実を図る。
- (2) 文化祭・体育祭等の学校行事に P T A として、親として参加・協力し、子どもたちの取組を鑑賞したり、頑張りを支援・激励する。  
※文化祭では、飲食物の販売協力を予定

## 2 専門委員会（文化委員会、体育委員会、広報委員会）としての活動

- 専門委員会は、生涯学習社会の実現に向けて、会員の教養の向上、健康増進、相互の親睦と交流などを目的とする事業を実施する。
- (1) 文化委員会は、社会見学など文化的教養の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする行事を企画・運営する。
  - (2) 体育委員会は、会員の健康増進と親睦を図る行事を企画・運営する。
  - (3) 広報委員会は、原則として年度内に 3 回会報を編集・発行し、P T A・教育後援会の取組や子どもたちの学校生活の様子を会員に伝える。

## 3 「京都府立城南菱創高等学校教育後援会」との連携

- (1) 学校行事への協力・支援をする。
- (2) 進路指導や学習活動への支援をする。
- (3) 部活動への支援をする。
- (4) 子どもたちの健全育成のための指導への支援をする。
- (5) 新しい特色づくりへの支援をする。

## 4 学校と地域の連携への支援

- (1) 学校、家庭、地域の緊密な連携により生徒の指導に当たる。
- (2) 地域の関係諸団体との連携を図る。
- (3) 「開かれた学校づくり」を目指して学校が進める諸活動を、地域の諸団体と連携して支援する。

## 5 府立高校 P T A 連合会との連携及び研修会等への参加

- (1) 子どもたちの心身の健全育成を図るため、生活規律を確立し、「いじめ」をはじめ、喫煙、夜遊びなどの問題行動の防止を目的とする取組に協力する。

月	月別事業概要
4	・入学式 4/10 ・学級委員選出 4/20
5	・合同委員会（学級委員の所属委員会決定、各副委員長選出）5/10
6	・朝のあいさつ運動 6/1,2 ・PTA・教育後援会総会 6/3 ・府立高等学校PTA連合会総会・研究大会6/9 ・府立高等学校PTA連合会南山城ブロック会長・校長会 6/10 ・能楽鑑賞会 6/23
7	・近畿地区高等学校PTA連合会大会 7/1 ・PTA指導者中央研修会 7/12 ・会報発行（広報委員会） ・府立高等学校PTA連合会南山城ブロック会長・校長会（下旬）
8	・全国高等学校PTA連合会大会 8/24～25
9	・文化祭への協力 9/6,7 ・府立高等学校PTA連合会南山城ブロック会長・校長会
10	・体育委員会企画事業（体育委員会）
11	・朝のあいさつ運動 ・社会見学（文化委員会） ・府立高等学校PTA指導者研修会南山城ブロック大会
12	・花いっぱい運動 ・会報発行（広報委員会）
1	
2	・H30年度本部役員選挙 ・府立高等学校PTA連合会南山城ブロック会長・校長会
3	・会報発行（広報委員会） ・卒業証書授与式 3/1

- (2) 自他の生命の尊さを啓発する「バイク4ない運動+1」に積極的に取り組み、交通安全指導の推進を図る。
- (3) 近畿や全国の高等学校PTA連合会の各種行事に参加し協力する。